耐震改修を促進するための税制度について

1.現行制度

住宅リフォームローン減税

住宅の耐震改修工事に要した融資残高の1%を10年間所得税から控除 (平成14年度より。それまでは増改築等を伴う工事を対象)

→ 自己資金による耐震改修工事、10年未満のローンによる耐震改修工事は 対象外(住宅困窮者に対する支援が基本)

2.耐震改修促進税制

自己資金による耐震改修工事への支援策として昨年要望

く概要>

- 自己資金による耐震改修工事費用の一定割合を所得税額から控除
- 工事費用の上限は200万円(自己資金による工事費用を概ね網羅)
- 共同住宅の工事については各区分所有者の支出割合に応じて控除
- → 与党税制改正大綱において「地震災害から地域を守ることの重要性に鑑み、 そのための<u>国・地方を通ずる総合的な施策の一環として、地域の実情に応じ</u> た助成金制度のあり方との関係を含め早急に検討」

3.今後の検討課題

大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない中、国と地方公共団体が協力して、17年度に創設した統合補助金・交付金制度の幅広い普及、活用を図ることが必要。

そのうえで、地方公共団体が取り組む助成制度だけでは耐震化の推進は容易ではなく、税制の拡充が必要。具体的には、自己資金、住宅ローンを問わず、耐震改修工事費用の一定割合を控除する制度が必要。